

飛驒市告示第40号

地方自治法第102条第2項の規定により、下記のとおり令和7年第2回飛驒市議会定例会を招集する。

令和7年2月18日

飛驒市長 都 竹 淳 也



記

- 1 日 時 令和7年2月25日(火) 午前10時00分
- 2 場 所 飛驒市役所 議事堂

令和7年第2回飛騨市議会定例会議事日程

令和7年2月25日 午前10時00分開議

日程番号	議案番号	事 件 名
第1		会議録署名議員の指名
第2		会期の決定
第3	承認 第1号	専決処分の承認を求めることについて(令和6年度飛騨市一般会計補正予算(専決第4号))
第4	承認 第2号	専決処分の承認を求めることについて(令和6年度飛騨市一般会計補正予算(専決第5号))
第5	議案 第3号	飛騨市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
第6	議案 第4号	飛騨市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
第7	議案 第5号	飛騨市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
第8	議案 第6号	飛騨市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
第9	議案 第7号	財産の取得について(小中学校児童生徒用タブレット端末)
第10	議案 第8号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
第11	議案 第9号	飛騨市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
第12	議案 第10号	飛騨市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について
第13	議案 第11号	飛騨市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
第14	議案 第12号	飛騨市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
第15	議案 第13号	飛騨市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について

令和7年第2回飛騨市議会定例会議事日程

令和7年2月25日 午前10時00分開議

日程番号	議案番号	事 件 名
第16	議案 第14号	飛騨市私債権管理条例について
第17	議案 第15号	飛騨市地域産業振興施設条例の一部を改正する条例について
第18	議案 第16号	飛騨市保育所条例の一部を改正する条例について
第19	議案 第17号	財産の無償貸付について(飛騨市古川町下気多地内福祉施設整備先行取得地障がい者就労支援施設整備活用事業)
第20	議案 第18号	指定管理者の指定について(飛騨市古川町デイサービスセンター、飛騨市河合町デイサービスセンター、飛騨市宮川町デイサービスセンター、飛騨市河合町保健センター、飛騨市宮川町保健センター)の変更について
第21	議案 第19号	指定管理者の指定について(飛騨市宮川・河合デイサービスセンター、飛騨市河合町保健センター)
第22	議案 第20号	飛騨市介護保険条例の一部を改正する条例について
第23	議案 第21号	飛騨市看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例について
第24	議案 第22号	飛騨市医師養成資金貸与条例の一部を改正する条例について
第25	議案 第23号	飛騨市医療・福祉専門職員就職準備貸付金貸与条例の一部を改正する条例について
第26	議案 第24号	飛騨市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
第27	議案 第25号	飛騨市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
第28	議案 第26号	飛騨市国民健康保険病院事業及び飛騨市国民健康保険直営診療所の使用料並びに手数料条例の一部を改正する条例について
第29	議案 第27号	飛騨市保健センター条例及び飛騨市コミュニティー施設条例の一部を改正する等の条例について
第30	議案 第28号	飛騨市スポーツ施設条例の一部を改正する条例について

令和7年第2回飛騨市議会定例会議事日程

令和7年2月25日 午前10時00分開議

日程番号	議案番号	事 件 名
第31	議案 第29号	飛騨市学校運動場夜間照明施設条例の一部を改正する条例について
第32	議案 第30号	飛騨市使用料徴収条例の一部を改正する条例について
第33	議案 第31号	飛騨市下水道条例の一部を改正する条例について
第34	議案 第32号	字区域の変更について(古川町谷 I 地区)
第35	議案 第33号	字区域の変更について(宮川町三川原 I 地区)
第36	議案 第34号	飛騨市林業・木工技術者等修学資金貸与条例の一部を改正する条例について
第37	議案 第35号	飛騨市駐車場条例の一部を改正する条例について
第38	議案 第36号	財産の交換について
第39	議案 第37号	負担付き寄附の受納について
第40	議案 第38号	飛騨市観光施設条例の一部を改正する条例について
第41	議案 第39号	飛騨市市営住宅条例等の一部を改正する条例について
第42	議案 第40号	令和6年度飛騨市一般会計補正予算(補正第6号)
第43	議案 第41号	令和6年度飛騨市国民健康保険特別会計補正予算(補正第4号)
第44	議案 第42号	令和6年度飛騨市後期高齢者医療特別会計補正予算(補正第2号)
第45	議案 第43号	令和6年度飛騨市介護保険特別会計補正予算(補正第4号)

令和7年第2回飛騨市議会定例会議事日程

令和7年2月25日 午前10時00分開議

日程番号	議案番号	事 件 名
第46	議案 第44号	令和6年度飛騨市下水道汚泥処理事業特別会計補正予算(補正第1号)
第47	議案 第45号	令和6年度飛騨市下水道事業会計補正予算(補正第2号)
第48	議案 第46号	令和7年度飛騨市一般会計予算
第49	議案 第47号	令和7年度飛騨市国民健康保険特別会計予算
第50	議案 第48号	令和7年度飛騨市後期高齢者医療特別会計予算
第51	議案 第49号	令和7年度飛騨市介護保険特別会計予算
第52	議案 第50号	令和7年度飛騨市下水道汚泥処理事業特別会計予算
第53	議案 第51号	令和7年度飛騨市駐車場事業特別会計予算
第54	議案 第52号	令和7年度飛騨市給食費特別会計予算
第55	議案 第53号	令和7年度飛騨市水道事業会計予算
第56	議案 第54号	令和7年度飛騨市下水道事業会計予算
第57	議案 第55号	令和7年度飛騨市国民健康保険病院事業会計予算
第58		総務常任委員会調査報告
第59		産業常任委員会調査報告

令和7年第2回飛騨市議会定例会議事日程

令和7年2月25日 午後1時30分再開

日程番号	議案番号	事	件	名
追加日程第1		議長の辞職の件について		
追加日程第2		議長の選挙		
追加日程第3		副議長の辞職の件について		
追加日程第4		副議長の選挙		

## 令和7年第2回飛騨市議会定例会議事日程

令和7年2月25日 副議長選挙後再開

日程番号	議案番号	事 件 名
追加日程第5		常任委員の選任
追加日程第6		議会運営委員会委員の選任
追加日程第7	発議 第1号	広報広聴特別委員会設置に関する決議
追加日程第9		古川国府給食センター利用組合議会議員の選挙
追加日程第10	議案 第56号	飛騨市監査委員(議会選出)の選任につき同意を求めることについて
追加日程第11		各種委員の選任

○出席議員（13名）

1番				成昭子
2番				廣孝
3番				要二朗
4番				美博
6番				憲子
7番				子
8番				
9番				
10番				
11番				
12番				
13番				
14番				

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

市長	都	竹	淳	也
副市長	藤	井	弘	史
教育長	下	出	尚	弘
総務部長	谷	尻	孝	之
企画部長	森	田	雄	郎
市民福祉部長	野	村	賢	一
商工観光部長	畑	上	あ	づ
農林部長	野	村	久	さ
環境水道部長	横	山	裕	徳
教育委員会事務局長	大	庭	久	和
会計管理者	渡	邊	康	幸
消防長	堀	田	丈	智
病院事務局長	佐	藤	直	郎
財政課長	上	畑	浩	樹

○職務のため出席した事務局員

議会事務局長	岡	田	浩	和
書記	倉	坪	正	明
	川	端	嘉	恵

（ 開会 午前10時00分 ）

◆開会

◎議長（井端浩二）

本日の出席議員は全員であります。

理事者側では森基盤整備部長が欠席でございます。

それではただいまから、令和7年第2回飛騨市議会定例会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◆日程第1 会議録署名議員の指名

◎議長（井端浩二）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は会議規則第88条の規定により、13番、籠山議員、14番、高原議員を指名いたします。

◆日程第2 会期の決定

◎議長（井端浩二）

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日2月25日から3月18日までの22日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（井端浩二）

ご異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日2月25日から3月18日までの22日間と決定いたしました。

この際、諸般の報告を行います。議長がこれまでに受理した請願・陳情等は、お手元に配付の請願・陳情等文書表のとおりであります。議長活動報告及び監査委員からの例月現金出納検査等の結果についての報告につきましては、それぞれお手元に配付のとおりであります。それをもって報告に代えさせていただきます。以上で、議長の報告を終わります。

続きまして、市長から発言の申し出がございますので、これを許可いたします。

（「議長」と呼ぶ声あり） ※以下、この「議長」と呼ぶ声の表記は省略する。

◎議長（井端浩二）

都竹市長。 ※以下、この議長の発言者指名の表記は省略する。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

本日、令和7年第2回飛騨市議会定例会を招集させていただきましたところ、ご参集賜りありがとうございます。3月18日までの22日間にわたりまして、令和7年度当初予算など数多くの重要な案件につきましてご審議を賜ります。どうかよろしくお願いを申し上げます。

お手元にお配りしております行政報告の中から、12月定例会以降の市政の取り組みにつきまして、6点のご報告を申し上げます。

最初に、12月1日、日曜日、今回で5回目との開催となります飛騨市ウェルビーイングフォーラムを開催いたしました。テーマは学校作業療法室でございます。当日は350名の来場となりました。飛騨市の学校作業療法室の取り組みが大きく報道で取り上げられたこともあり、その半数以上が全国各地からのご来場で、その注目度を再認識したところでございます。アメリカでは学校作業療法は定着したものになっておりますが、アメリカで学校作業療法士として活躍している松田直子先生、高校生通級指導で自分研究という支援分野を確立された福島県立大学の倉澤茂樹教授、ほか権威ある先生方をお迎えして、学校で行う作業療法につきまして貴重な実例等をご紹介いただきました。また、パネルディスカッションでは幅広い作業療法の有用性について議論が繰り広げられました。改めてこの学校作業療法室が有益な取り組みであることを実感したところでございます。

次に、12月14日、土曜日に飛騨市文化交流センターにおきまして、飛騨市制20周年記念式典を挙行いたしました。議員各位をはじめ、今井雅人衆議院議員、渡辺猛之参議院議員、布俣正也県議会議員、県内各市の首長など県内外よりお招きしたご来賓、また、市民の皆様のご参加を含め、全体で約700名という大変多くの皆様にご来場いただき、盛大に開催することができました。今回の式典は、これからの飛騨市を支える子供たちの活動や活躍という点にクローズアップした仕立てといたしました。市内の中学生・高校生から一般の方まで、世代を超えた約100名で編成された飛騨市合同吹奏楽団の演奏を皮切りに、市内全保育園の年長園児による元気いっぱいの合唱披露、そして、古川小学校、古川中学校、神岡中学校の児童生徒による自信に満ちた探求発表と、いずれも会場の誰もが心を打たれる内容であったのではないかと考えております。20年という長きにわたり、多くの方々のご努力で積み上げられてきた飛騨市の歴史を継承しつつ、引き続き関係の皆様方とともにまちづくりを進め、自信を持って子供たちに引き継げる町にしていきたいという思いを新たにいたしましたところでございます。

次に、12月19日、木曜日に開催されました「ヒダモクプロジェクト」飛騨市産広葉樹ふるさと納税返礼品発表会についてご報告いたします。このプロジェクトは、愛知県の家具製造会社であるカリモク家具株式会社と連携し、ヒダモクプロジェクトとして飛騨市産広葉樹を活用する取り組みでございます。カリモク家具株式会社においては、一般的に家具製造に不向きとされる小径や曲がり、虫食いも含めた広葉樹を用いて家具を製造されております。このたび、100%市内産の広葉樹を使っていることで、当市のふるさと納税返礼品として取り扱うことも可能となったところでございます。当市は広葉樹の活用において全国のモデル地域となっておりますが、この事業を通じて、小径広葉樹を新たな家具として世に出していくことで、広葉樹のまちづくりをさらに進めてまいります。

次に1月21日、火曜日、「第13回健康寿命をのばそう！アワード」で、飛騨市役所が生活習慣病予防分野において最高位の厚生労働大臣最優秀賞を受賞したことを受け、減塩食品・料理の普及活動による食環境整備にご協力いただいた事業者の皆さんへの報告会を開催いたしました。本アワードは、生活習慣病予防の優れた啓発活動の奨励・普及を図ることを目的に、厚生労働省及びスポーツ庁が昨年11月29日に開催したものでございまして、飛騨市が令和元年度から取り組んでいる高血圧予防のための減塩プロジェクトが評価されたものです。報告会当日は減塩アドバイザーの野村善博氏による解説や、減塩の成果についての講演も行われました。今後も減塩をはじめ

めとした生活習慣病の予防など、市民の健康づくりの推進に努めてまいります。

次に、1月31日、金曜日、市民サービスの向上と市役所の業務効率化を図った取り組みの一環として「書かない窓口」の運用を開始し、それに合わせて私自ら、住民票発行のデモンストレーションを行いました。書かない窓口とは、従来、紙の申請用紙に住所や名前、生年月日等をボールペンなどで手書きして提出してもらうことで住民票や印鑑証明書などを発行していたものを、申請内容を職員が聞き取り、タブレットに入力された内容を確認してタッチパネルに署名をするだけで、希望する証明書等を発行するというものです。まさしく、書かない窓口でございます。全国では既に書かない窓口に取り組んでいる自治体も多くありますが、飛騨市の場合、ガバメントクラウドと呼ばれる政府が提供するクラウドサービスを利用することで、住民情報ネットワークと連携し、受付からバックヤードでの職員の事務処理までを一気通貫でできる仕組みといたしております。このことで、窓口に来られた市民の方の利便性が向上するだけでなく、職員の事務作業も効率化されますので、この仕組みは、岐阜県内では初の導入となるものでございます。まずは住民票、印鑑証明書、マイナンバーの継続利用申請から始まりましたが、現在は、おくやみ関連の国民健康保険や後期高齢者医療保険の異動手続きなどにも拡大しております。さらに、本年10月頃を目途に、転入転出や出生・子育て関係の手続きにも拡大していく予定といたしております。

最後になりますが、子供たちの活躍についてご報告いたします。令和7年1月16日から飛騨ほおのき平スキー場にて開催されました「岐阜県高校総合体育大会スキー競技会」において、神岡中学校出身で飛騨高山高等学校1年生の岡田康汰選手が男子大回転で見事優勝されました。また、同日、デイリー郡上・牧歌の里クロスカントリーコースにて開催されました「岐阜県中学校スキー大会」において、古川中学校2年生の加納瑚乃美選手が、クロスカントリー女子クラシカル並びに女子フリーでいずれも4位に入賞されました。岡田選手は、2月9日から北海道の国設阿寒湖畔スキー場で開催された全国大会に、加納選手は、2月5日から長野県の野沢温泉で開催された全国大会にそれぞれ出場されました。

次に、文化系部活動での活躍です。令和7年1月26日に開催されました「岐阜県アンサンブルコンテスト」の中学生・重奏の部において、古川中学校・神岡中学校の生徒で編成されたクラリネット五重奏並びに打楽器七重奏のチームが金賞を受賞し、2月8日に可児市で開催されました「東海アンサンブルコンテスト」に出場されました。また、3月に石川県で開催される「中部日本個人・重奏コンテスト本大会」にも出場される予定となっております。

こうした子供たちの活躍する姿は、私たち市民にとって本当にうれしく、元気と活力をもらえます。今後の子供たちのさらなる活躍に期待し、行政報告とさせていただきます。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（井端浩二）

以上で、市長の発言を終わります。

それではここで市長より、今定例会における議案の提案理由、総括説明を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

それでは、今議会に提案いたしております案件につきまして、ご説明を申し上げます。今回は

承認案件が2件、人事案件が4件、財産の取得が1件、条例の制定・改正が25件、指定管理者の指定が1件、指定管理事項の変更が1件、財産の無償貸し付けが1件、財産の交換が1件、字区域の変更が2件、負担つき寄附の受納が1件、補正予算が6件、令和7年度予算が10件の合計55件でございます。

議案の中で即決議案としてお願いする案件といたしましては、道路除雪費用の追加に伴う一般会計補正予算（専決第4号）及び一般会計補正予算（専決第5号）に係る専決処分の承認が2件、人事案件として、飛騨市固定資産評価審査委員会委員の選任が3件、教育委員会委員の任命が1件、小中学校児童生徒用タブレット端末の財産の取得1件の計7件でございます。

次に、指定管理者に関する案件は、飛騨市宮川・河合デイサービスセンター、飛騨市河合町保健センターの管理者の指定及び飛騨市古川町デイサービスセンター、飛騨市河合町デイサービスセンター、飛騨市宮川町デイサービスセンター、飛騨市河合町保健センター、飛騨市宮川町保健センターの指定期間を変更するものでございます。

財産の無償貸し付けにつきましては、飛騨市古川町下気多地内福祉施設整備先行取得地の障がい者就労支援施設整備活用事業に係るものです。

財産の交換は、飛騨市若宮駐車場と新たに整備された駐車場との交換に係るものです。

字区域の変更は、地籍調査の結果、字の区域を変更するものです。

負担付き寄附の受納は、飛騨の匠文化館の寄附受け入れに係るものでございます。

なお、条例の制定・改正、補正予算、令和7年度予算等については、後ほど説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（井端浩二）

以上で、市長の説明を終わります。

◆日程第3 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度飛騨市一般会計補正予算（専決第4号））

◎議長（井端浩二）

日程第3、承認第1号、専決処分の承認を求めることについて（令和6年度飛騨市一般会計補正予算（専決第4号））を議題といたします。説明を求めます。

〔総務部長 谷尻孝之 登壇〕

□総務部長（谷尻孝之）

それでは、承認第1号についてご説明申し上げます。

本件は、令和6年度飛騨市一般会計補正予算（専決第4号）について、令和7年2月10日、専決処分を行いましたので報告し、承認を求めるものでございます。

3ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額に2億円を追加し、予算の総額を231億4,366万7,000円とするものです。今回の予算は、本年2月に発生した最強最長寒波の降雪により、市内の除雪費用が増額したことに伴い補正する必要が生じましたが、その後も降雪が予想されることから、議会を招集する時間的余裕がなく、専決処分をしたものです。

7ページをご覧ください。まずは歳出です。163市道除雪委託料を計上しております。

次に、1ページ戻っていただきまして6ページをご覧ください。歳入になります。002特別交付税にて財源を調整するものでございます。

以上で、説明を終わります。

〔総務部長 谷尻孝之 着席〕

◎議長（井端浩二）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（井端浩二）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております承認第1号につきましては、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（井端浩二）

ご異議なしと認めます。よって、承認第1号については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（井端浩二）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決をいたします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（井端浩二）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

◆日程第4 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度飛騨市一般会計補正予算（専決第5号））

◎議長（井端浩二）

日程第4、承認第2号、専決処分の承認を求めることについて（令和6年度飛騨市一般会計補正予算（専決第5号））を議題といたします。説明を求めます。

〔総務部長 谷尻孝之 登壇〕

□総務部長（谷尻孝之）

それでは、承認第2号についてご説明申し上げます。

本件は、令和6年度飛騨市一般会計補正予算（専決第5号）について、令和7年2月20日、専決処分を行いましたので報告し、承認を求めるものでございます。

3ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額に2億円を追加し、予算の総額を233億4,366万7,000円とするものです。今回の予算は、先ほどの承認第1号で専決処分をしましたが、なお降雪が続き、市内の除雪費用に不足が生じる恐れがあり、かつ、議会を招集する時間的余裕がないことから、専決処分をしたものでございます。

7ページをご覧ください。まずは歳出です。163市道除雪委託料を計上しております。

次に、1ページ戻って、6ページをご覧ください。歳入です。002特別交付税にて財源を調整するものでございます。

以上で、説明を終わります。

◎議長（井端浩二）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○4番（水上雅廣）

さっきの専決、今回の専決、両方とも財源は特別交付税ということで求められておりますけれども、特別交付税の見込みについて、しっかりめどが立っているのかどうか、その1点だけお聞かせください。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□財政課長（上畑浩司）

今回の特別交付税で財源調整した理由でございまして、大きく3点ございます。

まず1点目が、石破総理の発言です。先般、国会の中で予算委員会がありまして、そのときに岐阜県選出国會議員の方から、飛騨市の除雪データを用いて非常に単価が上がっているというような質問をされた後に、石破総理のほうでしっかりその点を対応していきたいという発言があったということが1点目でございます。

2点目が、総務省における調査の変更があったということです。例年、特別交付税につきましては、当然、交付額は分かりませんし、内訳も分かりません。しかしながら、例年除雪の報告回数というのは2回で、2月の中旬が締め切りであったものが、今回につきましては4回の報告に増えまして、さらに期限も2月18日までということで、遅くまで期限が延びております。これは裏を返しますと、除雪のかかった経費、実態に即して措置するがゆえの変更であったというふうに認識をしております。

もう1点が、過去の実績でございます。特別交付税は飛騨市、過去10年間8億円を割ったことがないということに踏まえまして、除雪にかかった年度は非常に特別交付税が多く措置されております。内訳は当然分からないんですけれども、除雪にかかった経費が特殊事情として認められた結果であるということでございます。近年、令和3年度が一番除雪費用がかかりまして、約8億円の除雪費用がかかりましたが、その年度の特別交付税は12億円いただいております。

こうした3点を踏まえまして、今回過去最高の令和3年度の約1.5倍の実績が見込まれる飛騨市におきましては、特別交付税で予算化しても問題なくいけるのではないかというような判断で措置したものでございます。

○4番（水上雅廣）

前回、前倒しで交付されておると思うんです。1月でしたかね。そのときの交付金額って1億8,000万円ぐらい、1億8,500万円でしたかね。当時2億円の補正もあったような気がしますけれども、そういうことを思うと、果たして満額どうなのかなと。特別交付税言われたように、全体の中で調整されるわけでしょうから、最終的にはあるというふうな、そういう全体の調整の中でこの財源が確保できているという、そういう考え方でいいということによろしいですか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□財政課長（上畑浩司）

議員おっしゃいますように、今年度前倒しで約1億8,000万円交付されております。これは、飛騨市の除雪がかかったから交付されたのではなくて、除雪が非常にかかっている自治体に機械的に算出した金額で前倒しというような金額でもらったものでございまして、実態に即しての交付というのは、実際は3月の中旬に国のほうで試算をして、正式に交付されるということになっておりますので、今ほど議員がおっしゃったとおりの認識で間違いはないというふうに思っております。

◎議長（井端浩二）

ほかにごございませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（井端浩二）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております承認第2号につきましては、委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（井端浩二）

ご異議なしと認めます。よって、承認第2号については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（井端浩二）

討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決をいたします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（井端浩二）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

◆日程第5 議案第3号 飛騨市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

から

日程第7 議案第5号 飛騨市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

◎議長（井端浩二）

日程第5、議案第3号から日程第7、議案第5号までの飛騨市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、会議規則第35条の規定により一括して議題といたします。説明を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

それでは、議案第3号から議案第5号について一括してご説明を申し上げます。

次の3名を飛騨市固定資産評価審査委員会委員に選任するため、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

議案第3号、嶋田浩樹さん。議案第4号、徳永有香さん。議案第5号、柏木雅行さん。提案理由は、お三方とも任期満了による選任。任期は、いずれも令和7年3月29日から3年間でございます。なお、生年月日、住所、略歴は記載のとおりでございます。よろしく願いいたします。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（井端浩二）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」との声あり）

◎議長（井端浩二）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第3号から議案第5号までの3案件につきましては、委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（井端浩二）

ご異議なしと認めます。よって、議案第3号から議案第5号までの3案件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」との声あり）

◎議長（井端浩二）

討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決をいたします。採決は個々に行います。議案第3号は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（井端浩二）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

次に、議案第4号について採決いたします。本案は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

◎議長（井端浩二）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

次に、議案第5号について採決いたします。本案は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（井端浩二）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

◆日程第8 議案第6号 飛騨市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

◎議長（井端浩二）

日程第8、議案第6号、飛騨市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。説明を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

それでは、議案第6号についてご説明申し上げます。

飛騨市教育委員会委員を任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

任命者について申し上げます。提案理由は、任期満了による任命でございます。氏名は、向川原真郷さん。任期は、令和7年4月1日から4年間。生年月日、住所、略歴は記載のとおりでございます。よろしくお願いいたします。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（井端浩二）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」との声あり）

◎議長（井端浩二）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第6号につきましては、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（井端浩二）

ご異議なしと認めます。よって、議案第6号については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」との声あり）

◎議長（井端浩二）

討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決いたします。本案は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

◎議長（井端浩二）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

◆日程第9 議案第7号 財産の取得について（小中学校児童生徒用タブレット端末）

◎議長（井端浩二）

日程第9、議案第7号、財産の取得について（小中学校児童生徒用タブレット端末）を議題といたします。説明を求めます。

〔教育委員会事務局長 大庭久幸 登壇〕

□教育委員会事務局長（大庭久幸）

それでは、議案第7号についてご説明申し上げます。

財産の取得について（小中学校児童生徒用タブレット端末）。次のとおり財産を取得する。

財産の種類、物品。財産の名称及び数量、タブレット端末、1,194台。取得の目的、小中学校児童生徒用タブレット端末の更新。取得金額、7,600万980円。取得先、教育産業株式会社・株式会社内田洋行共同企業体。取得の方法、随意契約。設置場所、飛騨市内各学校。応札者数、1名。落札率、87.94%。財源、国庫補助・学校施設整備基金でございます。

本件は、令和2年度に購入した児童生徒用のタブレット端末を更新購入するものでございます。購入に当たっては県の主導により、購入自治体で構成する共同調達部会に参加し、多くの台数を取りまとめ調達する方法を取りまして、費用を抑えることに努めております。

説明は以上です。

〔教育委員会事務局長 大庭久幸 着席〕

◎議長（井端浩二）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありますか。

○13番（籠山恵美子）

もう少し丁寧に説明していただきたいですけど、随意契約ですよ。だけれども、ここに落札率も載っていますし、今の説明ですと共同で何たらかんたらということでしたけれども、あまりそういう仕組みを知らないで、今回どういうふうにして。随意契約と聞きますと、普通何社から見積もりを取って、ここがいいというふうに決めるものだと思っておりますが、そうではなくて、こういう落札率が出てくるということになると、違うやり方なんだろうと思いますので、分かりやすく説明をお願いします。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□教育委員会事務局長（大庭久幸）

この備品につきましては、御存じのようにタブレットということで普通の教材とかではないものですから、県のほうでこの業務に耐え得る業者ということで、教育産業株式会社と株式会社内田洋行教育ICT事業部というところで、いわゆる2社で構成をして、大量になるタブレット端末を確保して購入するということでもあります。それで、先ほど申しましたように、今回購入する時期の自治体がこの共同体に参加をしまして、大量に購入しますと単価が落ちるということで、まず、この業務を耐え得ることができる業者をしっかりと選定して、さらに、設計額から入札をして落とすということで、しっかり物を確保しなければ契約が成り立ちませんので、まず、そういう業者の母体をつくって、そこで県が取りまとめた自治体の個数を確定して、少しでも安価に購入できるような仕組みをつくって、今回、落札率としては87%何がしに抑えたというところでございます。

◎議長（井端浩二）

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（井端浩二）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第7号につきましては、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（井端浩二）

ご異議なしと認めます。よって、議案第7号については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（井端浩二）

討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決をいたします。本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（井端浩二）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◆日程第10 議案第8号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について  
から

日程第57 議案第55号 令和7年度飛騨市国民健康保険病院事業会計予算

◎議長（井端浩二）

日程第10、議案第8号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてから、日程第57、議案第55号、令和7年度飛騨市国民健康保険病院事業会計予算までの48案件につきましては、会議規則第35条の規定により一括して議題といたします。説明を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

それでは、まず最初に、議案第40号から議案第45号にて提案しております令和6年度の各会計補正予算の審議をお願いするに当たりまして、その概要についてご説明を申し上げます。今回の補正は、一般会計、特別会計、企業会計とも、事業費の確定または確定見込みに基づく調整が主な補正内容でございます。

一般会計につきましては、国県補助事業の精算、または既決事業の確定見込みを踏まえて、不用見込み額4億5,700万円を減額いたします。この財源を活用して、財政調整基金に2億円、特定目的基金に2億円を積み立てた上で、予測のつかない除雪対応分として予備費に5,700万円を留保することといたしました。また、国の補正予算に伴いまして、学校のエアコン整備及び道路消雪の整備事業を前倒しして実施するとともに、災害時の対応をさらに強化するため防災備蓄品の充実を図ります。このほか、若宮駐車場の交換に伴いまして、市と相手方の不動産価格の差額に

についてはご寄附いただける予定であることを踏まえ、法令に従った手続きとして、公有財産購入費と寄附金にそれぞれ所要額を計上いたしました。

それでは、本補正予算における増額補正を伴う主な事業について申し上げます。

総務費では、今回の補正予算における全体の余剰金を活用して、財政調整基金に2億円、社会基盤維持基金に1億円、公共施設管理基金と清掃施設整備事業基金にそれぞれ5,000万円を積立させていただきます。これに加えまして、寄附金を財源にして、まち・ひと・しごと創生事業基金に1,200万円、私立大学設置応援基金に3,600万円を積立金として計上いたしました。また、災害時の体制を強化するため、国の補正予算に伴う補助金を活用した防災備蓄品の購入費1,600万円を計上するとともに、燃料や人件費の上昇などで運行経費が増大していることから、民間バス路線を維持するための負担金1,400万円を追加計上しております。

民生費では、高齢者等の外出、生活サービス、灯油など幅広く利用できるいきいき券の利用が増加しており、不足が見込まれる助成金300万円を追加計上いたしました。また、人件費の上昇などで公定価格が改定されたことに伴いまして、私立保育所運営負担金3,800万円を追加計上するとともに、サービス利用が増加している障害児通所支援事業について必要となる福祉サービス給付費1,000万円を追加計上しました。

衛生費では、市内の医療福祉専門職の確保を図る目的で貸し付けする医療・福祉体制整備基金を増額するため、繰出金2,000万円を追加計上しております。

農林水産業費では、熊やイノシシなど有害鳥獣の増加により、捕獲頭数が当初見込みを超えたことから、捕獲に対する買上金400万円を追加計上するとともに、森林環境譲与税を活用した森林整備事業費の見込みから余剰となる譲与税を翌年度への財源とするため、積立金2,200万円を計上いたしました。

商工費では、若宮駐車場の交換に伴い、市と相手方の不動産価格の差額をご寄附いただける予定であることを踏まえ、法令に従った手続きとして、歳出には公有財産購入費を、歳入には一般寄附金をそれぞれ1億1,900万円計上しております。このほか、ふるさと納税を財源に映像制作を支援するため、助成金3,800万円を計上しております。

土木費では、国の補正予算に伴う補助金を活用して、神岡地区の消雪整備を促進するため、道路改良工事5,000万円を追加計上いたします。また、県が発注する事業への負担金700万円を追加計上し、市内事業者の受注確保を図ってまいります。

教育費では、小中学校のエアコン整備について、次期シーズンに間に合わせるため工事費6,900万円を計上し、予算を繰り越して整備いたします。また、市指定の文化財「旧中村家」の改修において急遽補強する必要が生じたため、ふるさと納税を財源に工事費300万円を追加計上いたしました。

なお、今シーズンの除雪費は過去最高の12億円を予算化しておりますが、拡幅除雪や堆積した雪の搬出などの経費も予測されたことから、予備費に5,700万円を留保することといたしております。

このほか、職員人件費では総額2,000万円を減額するとともに、近年の人件費や物価高騰等による指定管理者側の影響を緩和するため、従来の指定管理料に賃金物価スライド額を上乗せする新たな制度を導入することとし、総額3,300万円をそれぞれの費目に計上いたしました。

以上、一般会計補正予算の総額は4億3,000万円の追加となり、補正後の予算額は237億7,300万円となりました。

特別会計においては、4会計合わせて9,200万円の減額、下水道事業会計では2,500万円を減額して調整いたしております。

次に、議案第46号から議案第55号にて提案しております当初予算の審議をお願いするに当たりまして、令和7年度の施政方針と当初予算の概要についてご説明申し上げます。

令和6年度は、飛騨市が合併20年を迎え、子供たちが華々しく主役を飾った飛騨市制20周年記念式典の開催や、各町で関連した様々なイベントが開催されるなど、合併20年を節目に市民の皆さんの活躍による大きな盛り上がりを見せた1年でもございました。その一方で、あらゆる分野で人手不足、担い手不足が顕著になっていることに加え、断続的に賃上げや物価高騰への対策が求められるなど、本市を取り巻く環境は依然として厳しい状況が続いております。

こうした中、令和2年2月に策定いたしました市の最上位計画である「総合政策指針」が改定年度を迎え、新たな指針として「第Ⅱ期 飛騨市総合政策指針」の草案を策定したところでございます。現在、パブリックコメントを実施しておりまして、お寄せいただいた意見を反映した上で、年度末に完成の予定でございます。

本指針では、特に人口減少や人手不足に対応する仕組みづくりを変革と位置づけまして、次期総合政策指針の5年間を変革重点期間と決めました。既存事業の見直しも含め、抜本的な取り組みを進めていくこととしております。また、現行の指針で掲げる市の将来像に、持続可能を意味する「いつまでも」という言葉を加え、新たに市の将来像を「いつまでもみんなが楽しく心豊かに暮らせるまち」と定めたところでございます。この上で、令和7年度予算は、この指針に基づく変革重点期間の初年度に当たることからも、予算テーマを変革といたしました。私が市長に就任して以来、一貫して取り組んできた、「元気であんな誇りの持てるふるさと飛騨市」のスローガンの下、人口減少先進市としての最大課題である持続可能な飛騨市づくり、市役所づくりをさらに深化させていきます。

各施策につきましては、昨年夏頃から議論を始め、10月から12月にかけて行った執行部と各課との政策協議では、全22日間、延べ71時間にわたり、625事業について徹底的に議論を重ねました。その過程では、市民の皆様からのご意見や総合政策審議会、市議会議員の皆様方のご意見、ご提案等をリスト化し、チェックしながら、最大限に反映できるように努めたところでございます。こうした議論を踏まえ、「元氣な飛騨市づくり」、「あんな飛騨市づくり」、「誇りの持てる飛騨市づくり」、「持続可能な市役所づくり」という4本の柱を重点方針として政策を組み立て、令和7年度当初予算を編成したところでございます。

一方で、今回の予算編成は、これまでにない厳しいものとなりました。予算要求段階において、賃金や公定価格の引き上げに伴う人件費や扶助費などの義務的経費の増大に加え、各種委託料やシステム機器更新などの行政経費が増嵩し、さらに、防災行政無線デジタル化の最終年度や神岡小学校のプール整備といった先送りできない公共施設整備も重なり、歳出予算の要求額は極めて大きなものとなりました。これに対し、編成当初は、市の収入の大部分を占める地方交付税が全く見通せない状況であったため、最低限必要な財源すら確保ができていない状況でありました。加えて、国会において、いわゆる「103万円の壁」解消への対応が問題となり、この帰趨によって

は地方財源に大きく穴が空く可能性もありました。その後、年末の地方財政対策において、人件費高騰分については一定の措置が講じられることが判明しましたが、物価高騰分への対応は依然として不透明なままとなり、さらに、令和7年度人事院勧告による給与引き上げも見越し、人件費高騰分も留保することが求められたため、歳出規模の抑制を余儀なくされたところでございます。このような中で、事業の全面的な見直しを行うため、各部局に対して当初の予算要求締め切り後に、財源不足額を大きく上回る経常経費要求額の15%、政策経費要求額の40%を削り込んだ予算要求案を再提出させるという異例の対応を取りました。現実的には、相当無理をしても要求額に対して、経常経費は2.9%、政策経費は33.0%しか削れないという結果ではありましたが、これによって生まれた財源を優先順位をつけて、削減の申し出があった事業に充て戻していくという形で編成をしたところでございます。

このプロセスの中では、各部局の問題意識を確認でき、真に守るべき予算は何かを改めて検討する機会となっただけでなく、働き方改革の観点から、業務の過重負担の原因となっているイベント等の削減にもつながり、既存事業の全面的な見直しが進んだと考えております。その結果、「過去の執行実績にあわせた調整」、「概ね目的を達した事業の廃止」、「職員負担を軽減させるための事業見直し」、「新たな手法による経費の節減」の4つのカテゴリで事業の本質的目的に立ち返り、事業費の縮減などスリム化を図り、合計41件で前年度比8,300万円を削減いたしました。一方で、弱い立場の方々の支援などの事業はしっかりと維持し、さらに、市内建設事業者における適正な公共工事受注量を確保するため、公共土木事業は事業費ベースで10億円を確保し、市民生活に直結する地域基盤振興費は前年同額の1億5,000万円を死守いたしました。このように、市民の皆様にご迷惑をおかけすることはないようにできたと考えております。

最終的に政策の枠組みをしっかりと維持した上で、事業費を精査することで、新規事業よりも既存事業の強化・充実を図る拡充事業が中心となったものの、無駄のない予算に仕上げることでできたと考えております。予算全体を大木と例えるならば、枝を切り落とすことなく、丁寧な剪定を施し、すっきりとした無駄のない木に仕上げることでできたと考えております。

以上の結果、令和7年度一般会計予算は、対前年度比2.8%増となる197億9,000万円と過去最高額となりました。主な要因は、賃金や物価の高騰を受けて、あらゆる行政経費が増嵩したことであり、人件費では対前年度比1億1,000万円の増、さらに、児童手当などの大幅な引き上げによる扶助費が2億2,000万円の増となっております。また、神岡小学校プール更新事業や、ハートピア古川1階事務所改修事業など投資的経費が前年度比1億3,000万円増えたほか、私立大学等整備事業補助金やねりんピック実行委員会負担金など、補助費等が1億4,000万円の増となっております。

特別会計においては、計画的な保険料引き上げを実施する一方で、被保険者数の減少を見込んだ国民健康保険特別会計が3,000万円の減、介護保険特別会計においても要介護認定者の減少などから7,000万円の減となりました。このほか、施設運転にかかる人材派遣の経費等が増えたことで、下水道汚泥処理事業特別会計が1,000万円増となりましたが、特別会計全体では前年度比1.0%減となる67億4,000万円となりました。

企業会計では、3会計全体で3.1%減の50億9,000万円となりました。水道事業・下水道事業では、施設の統合や耐震化、老朽化したシステム更新などの経費を盛り込んだ結果、前年度比1億

4,000万円減となりました。病院事業では、人件費や医療従事者用住宅借上料などが増加した一方、建設改良費の減少により、前年度比3,000万円減となりました。

以上を踏まえ、全会計の総額は316億2,000万円と、対前年度比1.0%の増となったところでございます。

それでは、ここから、一般会計歳出予算案の主要な施策の概要につきまして、順次ご説明申し上げます。

先ほども申し上げましたように、今回の予算は変革をテーマとして掲げ、元気な飛騨市づくり、あんな飛騨市づくり、誇りの持てる飛騨市づくり、持続可能な市役所づくりという4本の柱を重点方針として編成したところです。

最初に、今回の予算編成の特徴ともいえる変革という面におきましては、主に人口減少、人手不足への対策に重点を置いた次の3点の取り組みを実施いたします。

1点目は、買い物弱者支援のための移動販売事業や山中和紙の伝統技術継承について、利用者や売上げの減少等により、維持することが困難になりつつあることから、半公共事業として市が最低限の人件費を保障し、事業収益は民間事業者の収入とする半官半民の新たな仕組みを導入いたします。これにより、民間事業者の強みを生かしながら、持続可能な運営を目指します。

2点目は、飛騨市独自の人材育成プログラムを新たに開始します。広葉樹活用や学校作業療法の2つの事業そのものを研修期間と位置づけ、アカデミーやまちづくり研究所として運営し、地域おこし協力隊を活用して人材の募集を図り、修了後は市内定着または全国へ人材を輩出する仕組みの構築を目指します。

3点目は、高齢化に伴う地域防災組織の脆弱化への対策として「自主防災組織連絡協議会準備会」を設立いたします。これにより、これまで育成してきた防災士と行政区をマッチングし、防災士が地域の防災活動に携わる環境を整備することで、防災機能の強化につなげてまいります。

続いて、重点方針の1点目である元気な飛騨市づくりについてご説明いたします。ここでは、人口減少の中でも市内産業等の持続性向上、また、市内産食材や特産品、観光資源を活用した販路・誘客促進、さらには農林畜産業の持続化のための施策をまとめております。

まず、持続可能な社会基盤をつくる取り組みでは、今ほど申し上げました変革の3つの取り組みによって、人口減少の中で少人数でも維持できる仕組みの構築を目指します。また、地域おこし協力隊等の報酬単価の引き上げによって確実な人材確保につなげるとともに、草刈り機の配備・貸し出し等によって地域における除草作業の負担軽減を図ります。

次に、外貨獲得の仕組みをつくるための取り組みでございます。まず、令和6年度末に市に譲渡される飛騨の匠文化館を新たな観光資源として活用するため、古川町の町並みの歴史や匠の大工技術等を学べる施設へとリニューアルする実施設計を行います。あわせて、瀬戸川の一部と飛騨古川まつり広場の夜間景観及び照明改善の実施設計を進め、観光地としての魅力向上を図ります。また、道の駅アルプ飛騨古川内の情報コーナーを山城情報の拠点として整備し、戦国観光を求める層に向けた発信を強化いたします。加えて、ふるさと納税を活用して新たな地場産品の創出支援を行う制度を創設し、市内事業者の挑戦を後押しいたします。また、市の特色ある取り組みをプログラム化した研修案内を作成し、関係法人向けの企業研修誘致を進めます。食を通じた誘客策としては、市内飲食店と生産者のコラボメニューを提供する期間限定フェア「飛騨市まる

ごと食堂」の開催期間を延長するとともに、和食麵処サガミと連携した「東海版まるごと食堂」を開催いたします。

そして、未来へつなぐ農林畜産業づくりの取り組みでございます。農業分野では、水稻の育苗農家の減少に対応するため、飛騨地域初の直播技術の実証実験を市内生産者とともに開始いたします。これにより、育苗工程を省略し、農業の省力化を図ります。また、持続可能で環境に配慮した農業の普及を目的に、水稻栽培における深水管理技術や水田除草機の実証、有機農産物の出荷・配送支援を実施いたします。畜産業への支援策としては、飼料価格の高騰や子牛取引価格の長期低迷による経営リスクに対応するため、県内市場で雌牛を購入する農家への支援金制度の創設や、和牛飼育に必要な粗飼料の支援を行うことで飛騨産飛騨牛の頭数維持を図ってまいります。獣害対策では、猿に特化した大型捕獲檻の設置やセンサーカメラを活用した効率的な捕獲実証を行うとともに、鳥獣被害対策サポートセンターにおける被害相談対応を強化し、市内全域での支援を継続いたします。加えて、有害鳥獣捕獲報奨金の見直しを行い、捕獲従事者の意欲向上と負担軽減を図ります。

次に、重点方針の2点目、あんきな飛騨市づくりについてご説明をいたします。ここでは、自然災害に備えた防災体制の整備、地方自治の本旨である、弱い立場の方々への支援を充実させ、誰一人取り残さない地域社会の実現に向けた施策をまとめております。

最初に、安心・安全な暮らしを持続させる取り組みでございます。まず、子育て支援の充実として、県内初となる妊産婦を対象とした医療費助成制度を創設いたします。これにより、母子手帳交付時から出産翌月までの妊産婦を対象に医療費を助成し、安心して出産・育児に臨める環境を整えます。また、昨年夏に実施した子育て世帯アンケートの結果を踏まえ、子供に関連する事業の利用料減免対象を非課税世帯のみから均等割のみ課税世帯まで拡大いたします。これに育英基金の所得制限緩和と借入上限の拡充を行うほか、これまでにスポーツ活動のみを対象としていた活動充実交付金に文化系クラブも追加をいたしまして、支援の幅を広げてまいります。防災体制の強化では、指定避難所の開設・運営を担う避難所運営協力防災士との連携訓練を実施し、災害時の対応力を向上させます。また、高齢者世帯や独居世帯を中心に、家具転倒防止事業を推進し、家庭内での安全対策を強化します。さらに、令和7年10月の運用開始に向け、防災行政無線のデジタル化工事を進めるとともに、戸別受信機の無償貸与を実施し、災害発生時に市民への避難情報などを迅速かつ確実に伝達できる体制を整えます。

次に、誰一人取り残さない町をつくるための取り組みでございます。まず、社会適用が難しい方やひきこもり等の方を対象に、市独自のC型就労継続支援サービスの実証を始めます。これは従来のA型、B型の就労継続支援サービスに、自立訓練や大人の療育を提供する新たな支援を加えるものでございます。特に、障害者は大人になると療育の支援が受けられない現状を踏まえ、作業療法士が介入する形での実証を行い、最終的には国への制度提案も視野に入れて取り組みます。発達支援の分野では、保育園段階から作業療法士が介入する保育園作業療法の試行検証を実施いたします。これにより、小学校に入学後の行動特性を事前に把握し、不適応行動の予防や支援策を早期に講じることで、保育園から小学校へのスムーズな環境移行を支援してまいります。さらに、神岡地区では、保育園児の療育を行う市と小学生から高校生までの放課後支援を行う社会福祉協議会が連携し、同一職員が一人多役の短時間雇用で、両サービスを担当する人材の流動

化運用の試行を実施いたします。これにより、療育体制の強化と人材の有効活用を図ります。また、高齢者の終活支援を強化するため、新たに「わたしの終末しんらい登録」を創設し、65歳以上の市民が自らの意思で事前登録した個人情報等を終活支援センターで保管し、万が一の際にあらかじめ指定した家族等が照会できる仕組みを整えます。

次に、重点方針の3点目、誇りの持てる飛騨市づくりについてご説明いたします。ここでは、環境保全、文化・教育の発展、地域資源の活用に関する取り組みをまとめております。

最初に、資源と環境を未来につなぐ仕組みをつくるための取り組みでございます。地域の脱炭素を進めるため、家族でできる具体的な行動メニューや、その必要性を解説した行動ガイドを作成いたします。また、ガイドの内容に基づく行動を促進するため、ポイント制度を導入し、市民が楽しく環境活動に参加できる仕組みをつくってまいります。あわせて、家庭向けの生ごみ処理機購入支援を実施し、企業から排出される事業系ごみの削減に向けた啓発リーフレットを作成することで、ごみの減量化・資源化を進めます。また、市役所西庁舎やハートピア古川などの公共施設の照明LED化を推進するとともに、市内企業の省エネルギー診断に対する支援制度を創設し、企業の設備投資を促します。自然環境保全では、水田残留や河川流出の環境負荷が懸念されるプラスチックコーティング肥料に替わる「脱プラ肥料」の有効性を市内主要農家と検証し、普及を図ります。このほか、自然保全活動を行う「森スケ！」の対象に関係法人を加え、企業がCSR活動の一環として参加できる仕組みを整備いたしません。さらに、宮川町種蔵地区では、JA岐阜信用農業協同組合連合会と連携し、関係人口の方々が来訪する際に自家用車から排出するCO<sub>2</sub>を、他の場所で実施するCO<sub>2</sub>排出削減・吸収事業に資金提供することで埋め合わせを図るカーボンオフセット事業を進め、環境負荷の軽減に取り組みます。

次に、未来に誇れる文化、教育をつくるための取り組みでございます。まず、県全域で開催される「ねんりんピック岐阜2025」において、飛騨市ではサッカー競技に60チーム、約1,200人規模を招き、4会場7コートで交流大会を開催いたします。教育環境の充実に向けては、GIGAスクール構想の一環で導入し、5年が経過した児童生徒1人1台のタブレット1,194台を更新し、ICTを活用した学びの継続を図ります。また、神岡小学校プール更新では、安全性を考慮し、深さを部分的に変えるほか、日よけを設置し、市民プールとしても開放することを想定した設計で改修を実施いたします。また、地域クラブ活動開始に向けた体制整備では、令和8年度からの本格移行に向け、認定地域クラブを11団体から18団体に拡大し、あわせて、送迎バスの運行や指導者への謝礼等の支援を行い、持続可能な活動形態を検証します。文化振興では、姉小路氏城跡の保存活用計画を策定するとともに、山城ガイド養成講座で誕生する認定ガイドによるツアーや山城歴史講座を開催いたします。

続いて、地域資源や地域を担う人材を育むための取り組みでございます。飛騨市学園構想の推進では、事業開始から6年目を迎えますが、探究フェスなどを通じて地域住民の参画を促し、学校外の家庭や地域での「みんなで育てみんなが育つ魅力あるまちづくり」の取り組みを活性化いたします。さらに、東京大学や小中地域学校協働本部と連携し、市民カレッジ講座「喫茶かぐら」を古川町で開催するほか、神岡中学校では希望学の要素を取り入れた授業を実施いたします。まちづくり活動への支援では、市制20周年を契機に始まったまちづくり団体の活動継続や、新たなまちづくり活動を応援するため、アンケート結果を踏まえた助成制度の拡充を行います。また、

薬草の食利用拡大を見据え、大学と連携して薬草のまちづくりにおけるエビデンス研究を実施し、安全性や成分、効能等に関する調査・分析を進めます。健康・生きがいづくりの一環としては、医療と連携した健康ウォーキングや講演会等のイベントを引き続き実施するとともに、新たに栄養食との連携として、クアオルト栄養食メニューを開発いたします。地域資源の活用促進では、香愛ローズガーデン交流棟の利活用に関する地元団体の要望に応え、備品整備を行います。また、飛騨みやがわ考古民俗館では「30周年記念シンポジウム」を開催し、地域住民や関係人口の施設活用の機運を高め、地域の集いの場として地域活性化につなげます。

重点方針の4点目、持続可能な市役所づくりについてご説明いたします。ここでは、業務の見直しやアウトソーシングなど、業務効率化による働きやすい職場環境づくりのための取り組みをまとめております。まず、公民館をコミュニティーセンターに変更いたします。これにより、利用要件を緩和することで、社会教育活動やまちづくり活動の拠点として気軽に、かつ柔軟に活用できる環境を整え、地域活動の活性化を促進します。次に、市の債権管理業務の一元化を進めるため、新たに債権管理室を設置いたします。これにより、事務の効率化と未納額の縮減を進めるとともに、将来的な外部委託についても検討し、持続可能な管理体制の構築を目指します。また、職員が働きやすい環境を整えるため、勤務時間外の自動音声電話の導入を行い、業務負担軽減を図ります。さらに、会計年度任用職員の雇用期間上限を撤廃し、より安定した雇用環境を整備します。加えて、夏場に行っている軽装スタイルの勤務を通年化することで、働きやすい環境づくりを進めてまいります。

以上が歳出予算の概要についての説明となります。

最後に、歳入予算の概要についてご説明申し上げます。財源確保におきましては、賃金の上昇に伴う給与所得者の増収からくる市民税の増や、新築家屋の増加や償却資産の設備導入による固定資産税の増収などから、市税全体では前年度比6,000万円増の35.6億円といたしました。普通交付税においては、給与改定に伴う人件費の増や公共施設の光熱費、各種委託料の増加に対応するための経費が地方財政措置されることは判明いたしました。しかしながら、公債費の減少や税収の伸びという地方交付税の減少要素があることに加え、令和7年度の人件費ベースアップに係る財源を留保する必要が生じたことなどから、前年度同額の59億円の計上といたしました。特殊事情で措置される特別交付税は前年同額の6億円にとどめ、地方交付税全体では65億円の計上といたしました。また、基金からの繰入金のうち、清掃施設整備事業基金及び公共施設管理基金については各施設の将来的な方向性も見据えて、維持修繕にかかる費用を抑制することで前年度比2億8,000万円減にとどめました。また、一般会計全体の財源調整を図る財政調整基金の繰り入れは、前年度比5,000万円減の6億円にとどめることができ、基金繰入金全体では、前年度比1億2,000万円減の23億5,000万円となりました。

市債の発行については、地方交付税措置のある有利な起債に限定するという方針を堅持し、普通建設事業の財源として緊急防災・減災事業債や脱炭素化推進事業債などを計上した結果、市債全体では前年度比2億1,000万円増の15億7,000万円を計上いたしました。なお、市債残高の今後の見込みにつきましては、これまで大幅な減少が続いてきましたが、底打ちとなります。令和6年度から令和7年度にかけて実施する防災行政無線デジタル化事業にかかる多額の借入れをはじめ、先送りできないハード事業が控えていることから、市債残高は横ばいで推移していく見

通しでございます。

しかしながら、公債費が新規発行額を上回るプライマリーバランスの黒字は継続できる見込みでありますので、今後も大きな借金をすることなく財政健全化に努めていく所存でございます。

以上をもちまして、私の提案説明を終わらせていただきます。条例、その他の議案につきましては、総務部長より説明させますので、よろしく願いいたします。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（井端浩二）

続いて説明を求めます。

〔総務部長 谷尻孝之 登壇〕

□総務部長（谷尻孝之）

それでは、条例、その他議案の概要につきましてご説明申し上げます。

議案第8号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例については、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う改正です。

議案第9号、飛騨市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、人事院勧告に基づく給料表、扶養手当、管理職員特別勤務手当、通勤手当の改定及び再任用職員への手当支給の拡大に伴う改正です。

議案第10号、飛騨市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例については、人事院勧告に基づく特定任期付職員への勤勉手当の支給開始に伴う改正です。

次に、議案第11号、飛騨市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例については、時間外勤務免除の拡大及び仕事と介護の両立支援に伴う改正です。

議案第12号、飛騨市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策促進法の一部を改正する法律の施行に伴う改正です。

議案第13号、飛騨市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例については、国家公務員等の旅費に関する法律の改正に伴う改正です。

議案第14号、飛騨市私債権管理条例については、私債権管理に関する事務処理を定めるための制定です。

議案第15号、飛騨市地域産業振興施設条例の一部を改正する条例については、飛騨市かわい歴史の里いなか工芸館の使用料等の見直しに伴う改正です。

次に、議案第16号、飛騨市保育所条例の一部を改正する条例については、宮川保育園を宮川小学校校舎内に移転することに伴う改正です。

議案第17号、財産の無償貸付について（飛騨市古川町下気多地内福祉施設整備先行取得地障がい者就労支援施設整備活用事業）は、先行取得目的に沿った当該地を無償で貸し付け、活用するため議決を求めるものでございます。

議案第18号、指定管理者の指定について（飛騨市古川町デイサービスセンター、飛騨市河合町デイサービスセンター、飛騨市宮川町デイサービスセンター、飛騨市河合町保健センター、飛騨市宮川町保健センター）の変更については、指定の期間を5年から3年に変更するものです。

議案第19号、指定管理者の指定について（飛騨市宮川・河合デイサービスセンター、飛騨市河

合町保健センター）は、指定管理者の指定案件です。

次に、議案第20号、飛騨市介護保険条例の一部を改正する条例については、介護保険に係る独自事業の財源変更による改正です。

議案第21号、飛騨市看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例、議案第22号、飛騨市医師養成資金貸与条例の一部を改正する条例、議案第23号、飛騨市医療福祉専門職員就職準備貸付金貸与条例の一部を改正する条例については、いずれも貸付資金の返還に係る要件等を明記するための改正です。

議案第24号、飛騨市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例については、高校生年代への助成方法の変更に伴う改正です。

議案第25号、飛騨市国民健康保険条例の一部を改正する条例については、国民健康保険法施行令の改正に伴う改正です。

議案第26号、飛騨市国民健康保険病院事業及び飛騨市国民健康保険直営診療所の使用料並びに手数料条例の一部を改正する条例については、教育、福祉等患者関係者コンサルテーション料の見直しに伴う改正です。

議案第27号、飛騨市保健センター条例及び飛騨市コミュニティー施設条例の一部を改正する等の条例については、公民館施設及び古川町保健センター分館の設置目的の変更等に伴う改正です。

議案第28号、飛騨市スポーツ施設条例の一部を改正する条例については、飛騨市スポーツ施設の廃止等に伴う改正です。

議案第29号、飛騨市学校運動場夜間照明施設条例の一部を改正する条例については、飛騨市学校運動場夜間照明施設における県立学校体育施設の開放及び管理に係る手続きが岐阜県教育委員会へ集約されたこと等に伴う改正です。

議案第30号、飛騨市使用料徴収条例の一部を改正する条例については、公民館施設及び保健センター分館のコミュニティー施設化、スポーツ施設、コミュニティー施設及び夜間照明施設の廃止等に伴う改正です。

議案第31号、飛騨市下水道条例の一部を改正する条例については、下水道法施行令の改正に伴う改正及び責任技術者の登録の有効期間を延長するための改正です。

議案第32号及び議案第33号は、いずれも字区域の変更です。議案第32号は古川町谷地区、議案第33号は宮川町三川原地区となります。

議案第34号、飛騨市林業・木工技術者等修学資金貸与条例の一部を改正する条例については、債権区分の見直しに伴う改正です。

議案第35号、飛騨市駐車場条例の一部を改正する条例については、飛騨市若宮駐車場と民間により整備された駐車場を交換するため、飛騨市若宮駐車場を廃止し普通財産にするための改正です。

議案第36号、財産の交換については、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、飛騨市若宮駐車場と新たに整備された駐車場との交換について議決を求めるものでございます。

議案第37号、負担付き寄附の受納については、地方自治法第96条第1項第9号の規定により、負担付き寄附の受け入れについて議会の議決を求めるものでございます。

議案第38号、飛騨市観光施設条例の一部を改正する条例については、観光施設の追加及び使用

料の見直し等に伴う改正です。

議案第39号、飛騨市市営住宅条例等の一部を改正する条例については、市営住宅への入居の際に必要なとしていた連帯保証人の見直し等に伴う改正でございます。

以上、よろしく願いいたします。

〔総務部長 谷尻孝之 着席〕

◎議長（井端浩二）

以上で説明が終わりました。

ただいま説明がありました議案第8号から議案第55号までの48案件につきましては、3月5日から3月7日までの3日間、質疑を予定しております。質疑・一般質問の通告は2月21日、木曜日、午前10時が締め切りでありますので、よろしく願いいたします。質疑・一般質問のある方は市の一般事務の範囲であることを確認し、発言通告書により通告をお願いいたします。また、再質問で詳細の数値や個別名称等を問うことがないよう、申し合わせ事項に沿って、あらかじめ通告していただきますよう、よろしく願いいたします。

◆日程第58 総務常任委員会調査報告

◎議長（井端浩二）

次に、日程第58、総務常任委員会調査報告についてを議題といたします。総務常任委員長から調査報告の申し出がありますので、これを許可します。

〔総務常任委員長 住田清美 登壇〕

●総務常任委員長（住田清美）

それでは、総務常任委員会の活動につきましてご報告いたします。

令和6年5月8日、所管事務調査を行いました。調査事項は、企画部所管の事務といたしまして、国の制度を活用した地域活性化人材の登用。教育委員会事務局所管の事務といたしまして、地域クラブ活動開始に向けた体制整備、スケートボードエリアの整備。市民福祉部所管の事務といたしまして、神岡地区での公私連携保育所型認定こども園の開設準備。総務部所管の事務といたしまして、公共交通事業者における運転手確保対策の支援についてであります。

企画部では、地域おこし協力隊員の活動の現状や課題について調査しました。現在4名の協力隊員が在籍され、関係人口、広葉樹活用、農産物販売、山中和紙の事業に携わっていらっしゃいます。いずれの隊員も任期満了後の起業化を視野に活動され、定住と地域振興の両立が図られつつあることが確認できました。実際、隊員の生の声を聞くことができ、起業に向けてできることを模索するなど、総務常任委員会として今後の進捗を注視することといたしました。

教育委員会事務局では、中学生の地域クラブ活動開始に向けた進捗状況について調査しました。令和6年度は実証実験が始まり、課題としては、生徒たちの移手段の確保、活動開始までの生徒の過ごし方、指導者の確保などが想定されます。また、生徒数の減少により、1つの学校では部活動が成り立たない状況も知ることができ、行政、民間、地域の連携の必要性を感じました。また、スケートボードエリア整備については、実証実験の結果、神岡町の夕陽ヶ丘駐車場と古川町の宮川河川敷ヘリポートの2か所に絞られましたが、古川町内においては、河川管理者より安全上許可は難しいとの意見もあり、総務常任委員会としては管内視察を行うこととしました。

市民福祉部では、令和8年4月開園予定の公私連携保育所型認定こども園の進捗状況を確認するとともに、今後の保育園整備として4町に1園ずつ公立の保育園を整備する方針は変わらないことを確認しました。

総務部では、公共交通の現状として、運転手不足によるバス運行や週末夜間のタクシー運行にも影響を及ぼしており、スクールバスや福祉事業所の送迎なども大きな問題となっている現状でした。新たな試みとして、交通連携法人設立に向けた調査研究を進めるとのことでした。また、ライドシェアについて、総務常任委員会では、管外視察につなげて運転手の確保対策等を探求することといたしました。

次に、令和6年5月30日、管内視察を行いました。教育委員会事務局では、令和7年度以降の神岡小学校プールの更新に向けた現状を確認しました。プール周りの床ブロックや水深を調整する機材の破損などが見られ、施設全体の老朽化が確認されました。旭ヶ丘の市民プールも老朽化が進んでおり、今後、神岡小学校プールの併用使用も視野に入れ、調査設計を行うとのことでした。

次に、所管事務調査でも実施しました、スケートボードエリアの現地確認を行いました。神岡町では、夕陽ヶ丘駐車場をフェンスで仕切り、路面舗装が施されていました。しかし、セクションなどの設置はありませんでした。古川町の宮川河川敷ヘリポートは川への転落の危険性が高く、不適地であると感じました。総務常任委員会としては、今年度策定されるスポーツ施設整備計画の更新やニーズ調査結果を確認し、今後の進め方を決定することといたしました。

次に、古川中学校の「マイ・プロジェクト」と不登校対策を視察しました。マイ・プロジェクトは、地域からありがたいと言われる活動を実践し、地域貢献への意欲を高めるとともに自己の能力向上を図るもので、地域ボランティアの参画や市内での課題解決の活動につながっています。このことで、生徒の自己存在感・自己肯定感につながっているとの結果を得られました。不登校対策としては、校内に「ほっとルーム」という専用の部屋を設け、学校生活に不安を抱える生徒が自分で時間割を決め、学びを進める形式で、教師をはじめ、多くの関係者が支援しています。この取り組みにより、自宅にいる不登校生徒はいないとのことでした。総務常任委員会としては、情報共有や参観を進め、事業の進捗を注視することといたしました。

神岡振興事務所では、開館から5年が経過し、展示機器等に更新が必要となったカミオカラボの現状を確認しました。検討会議で得られた意見を基に、映像を最新情報とする必要性や想定外の動線に合わせた展示場所の移動などを確認しました。総務常任委員会としては、リニューアルに向けて誘客対策が重要であり、その動きを注視することといたしました。

総務部では、ハートピア古川の南側に設置された防災備蓄コンテナの保管状態を確認しました。多岐にわたる防災備品が格納され、夏場や冬場の温度変化にも耐えられるよう保管されていました。災害時は、このコンテナを職員が開放し、避難所運営に当たるということで、状況に応じた対応の大切さを実感いたしました。

企画部では、ふるさと納税の業務を受託している株式会社ヒダカラの事務所を視察しました。株式会社ヒダカラは、ふるさと納税寄附サイトの事業者と市内返礼品取り扱い事業者との間に入り、在庫管理や発注業務、クレーム対応まで一手に引き受けています。従業員は35名で、その半数が移住者、平均年齢30歳という若さで活気に満ちた職場でした。総務常任委員会としては、ふ

るさと納税事業には、このような事業者が必要であることとの認識を得るとともに、今後の成長を期待するものであります。

次に、令和6年7月30日、7月31日で、有機野菜を使った学校給食、公共交通、小規模特認校の観点から、長野県内への管外視察を行いました。

松川町では、有機野菜を使った学校給食を調査しました。農地の80%を果樹園が占める松川町は、遊休農地対策に悩む行政と地場産野菜を求めた栄養士、有機農業に取り組み始めた生産者の思いが一致して、有機野菜使用の学校給食に取り組んでいます。給食に提供している主要品目は、米、ジャガイモ、タマネギ、ニンジン、長ネギの5品目で、数量は5トンを超えています。有機野菜は値段が高いイメージがありますが、1食当たり292円を維持しています。学校給食に有機野菜を取り入れた背景には、自校給食であること、給食無償化を行っていることが大きいと考えられます。総務常任委員会としては、まずは、土づくりから始める研修会の実施など、啓発が必要であること。また、保護者も安心・安全な食材の提供には関心が高く、実施したいところではあるが、規模感の違いなど、課題解決に向けて、生産者、行政、栄養士、学校などの相互連携が必要だということを感じました。

続いて茅野市は、デジタル田園健康特区の指定を受け、高齢化率32%の高原都市ですが、地方公共交通の充実に先進的に取り込まれ、「いつでも、行きたいときに、行きたい場所へ、しかも適正な料金で」の実施に向け、A I オンデマンドシステムを導入され、ハブ・アンド・スポーク型地域公共交通体制への転換を図られています。A I を活用した乗り合いの利便性と無駄のない運行や、ハブ設置の取り組みは目を引くものがありますが、利用施設が町の中心部に集約されていることから、当市のデマンドに当てはめることは難しいと感じました。総務常任委員会としては、当市の地域公共交通の論議はA I 活用以前の初動的段階であること。しかし、乗り合いバス料金で目的地まで行けるのはメリットがあることから、自分の生活様式で移動手段を選択できることは大切なことであり、人口が減少する当市にとっても、選択と集中は重要だということを確認いたしました。

次に、飯田市では、小規模特認校について調査しました。小規模特認校とした大きな理由は、学校の統合問題が引き金となり、地域の存続に学校の存在は不可欠との要望が市民から出されたとのことでした。小規模特認校とは、本来、通学区域は住所によって決められていますが、通学区域の規定に関係なく、保護者の申し出によって市内全域から通学できる制度であり、小規模特認校を選ぶ理由としては、大規模校に馴染めないなどの悩みを抱える子供たちからの要望や、私立保育園の自然保育からの延長として捉えられているということです。合併が引き起こした過疎化、人口減少の中で、地域住民の意志で小規模特認校を選択されたことは、同じような環境下にある当市でも参考になる事例でした。総務常任委員会としては、情報を共有しながら地域の問題として、今後も取り組んでいくことといたしました。

このほか、総務常任委員会としては、会期中の委員会審議や市民団体との語る会での意見聴取など、委員会活動を行ってまいりました。

以上、総務常任委員会の活動報告を終わります。

〔総務常任委員長 住田清美 着席〕

## ◎議長（井端浩二）

以上で報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

## ◎議長（井端浩二）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これで総務常任委員会の調査報告を終わります。

## ◆日程第59 産業常任委員会調査報告

## ◎議長（井端浩二）

次に、日程第59、産業常任委員会調査報告についてを議題といたします。産業常任委員長から調査報告の申し出がありますので、これを許可します。

〔産業常任委員長 上ヶ吹豊孝 登壇〕

## ●産業常任委員長（上ヶ吹豊孝）

それでは、産業常任委員会の活動報告をいたします。

所管事務調査を令和6年5月10日及び令和7年1月16日に実施いたしました。調査事項では、商工観光部所管の事務としまして、市産品の海外輸出振興プロジェクトについての取り組みや進捗状況の把握及び商工業活性化包括支援制度の今後の進め方の詳細と課題についてです。農林部所管の事務としまして、種を蒔くプロジェクトから有機農業産地づくり支援事業では、有機農業実施計画の策定に向けた取り組みや課題についてです。令和7年1月に実施しました総務常任委員会との連合審査会形式で、飛騨古川駅東側の土地開発計画の内容と今後の見通しについてです。

商工観光部では、市産品の海外輸出事業について調査を行いました。市産品の販路を拡大するため、台湾、シンガポールに向けて事業者の進出を促す事業を進めてきた結果、令和5年度は台湾において10社中2社、これはトマトと薪割り機が契約を結ぶことができ、令和6年度はシンガポールへの輸出を進めている。また、契約成立にはハードルが高く、1回の商談では信用を得ることも難しく、アドバイザーの力を借りながら複数回の商談を重ね、契約にこぎ着けるよう進める必要があることを確認できました。

次に、商工業活性化包括支援事業の現状について調査を行いました。令和6年度から新たに始まった起業化広告補助制度は、起業化知識の不足を補い、資金返済の適正化を行うため、飛騨市ビジネスサポートセンターへの事前相談を補助要件とし、経営の安定を図り、起業化事業の定着を進めていることが確認できました。産業常任委員会としては、起業化広告補助制度については、今年度始めた事業であるため、事業の実績を確認し、来年度以降に調査をすることとしました。

次に、農林部では、有機農業の振興策について調査を行いました。市では国の「みどりの食料システム戦略」に基づき、国からの交付金を3年間受けながら有機農業面積の増加と新規就農者の増加を目指しています。実施体制は、市と市内の有機農業に取り組む農業者で組織する飛騨市有機農業推進協議会、県の機関と連携し、事業を展開しています。令和7年2月頃を目途に、オーガニックビレッジ宣言を行う予定であることを確認しました。また、課題としては、有機農業

を推進する上で、有機農産物の安定した販路確保と栽培方法の確立が挙げられています。産業常任委員会としては、支援事業の進捗を注視することとしました。

次に、土地利用型農業の現状と今年度の対策事業について調査を行いました。水稻に関する担い手農業者は、多くの農地を受託しており、受け入れができない状況にある。このような状況の中、令和6年1月には、集落営農組織などの関係者で組織する土地利用型農業検討会議が行われており、農地賃借料の統一、作業受託標準料金の検討、農地の集積など、今後の在り方や新しい仕組みづくりが検討されました。農業には欠かせない農業用機械の更新は、費用負担が大きいことから、機械の更新時期を機に離農する農家が増加しやすい状況にあります。これに対し、市では貸し出し用トラクターを購入し、貸し出し事業を推進することによって、離農や農業者の負担を軽減していくことの説明がありました。次に、水稻、育苗農家への支援では、資材購入支援が新規事業として実施されております。

次に、1月16日に総務常任委員会との連合審査会形式での調査を実施しました。

調査内容は、飛騨古川駅の駅東側開発が計画されているため、開発計画者である駅東側開発株式会社の代表を迎え、その内容と今後の見通しについて調査しました。開発計画の目的は、飛騨市に集客の拠点をつくり出すことで、この拠点をきっかけとして、将来の子供たちが地元に残ってくれるような市にしていきたいとの説明がありました。具体的には、温浴施設、大学施設、子供の全天候型遊び場施設、宿泊施設、飲食施設が予定されております。その施設をテナントとして入れ込み、全体を運営していくことになる。オープンまでのスケジュールは、令和7年5月に工事着工し、令和9年度末に完成の予定であるということでありました。

次に、管内視察調査について申し上げます。管内視察は、令和6年5月10日に、農林部所管の生活環境保全のための森林整備の促進事業と、鳥獣被害に対する支援の拡充事業として、古川町末高区の現場を視察しました。これまで地区から要望を受け、市が実施してきた里山林の整備は、生産を目的としていないことから伐倒木が残り、災害誘発や刈り払い作業への影響が懸念されてきました。現地では、緩衝帯がきれいに伐採され、見晴らしもよく、とてもよくなっていたが、大きな倒木が放置されており、その処理の必要性を感じました。今後、倒木処理の状況について、注視していくこととしました。

次に、同地区における鳥獣被害に対する支援の状況を確認しました。令和2年度から令和5年度まで実施された現場では、防護柵が設置され、鳥獣の侵入を防止する措置が取られていました。イノシシによる被害は人家の近くまで来ており、今年度においても同事業を進めることで、被害を防止する必要があると思われました。産業常任委員会としては、今後も注視することとしました。

次に、商工観光部所管の調査では、獣害被害対策事業が実施された池ヶ原湿原の現場を視察しました。令和5年度の環境保全事業により、湿原を囲む林道沿い1キロメートルに電柵が設置され、イノシシ、ニホンジカ、熊などの侵入をある程度防ぐことができている。しかしながら、ミズバショウの根茎がイノシシの食害に遭っており、早めの対応が必要であることを確認しました。産業常任委員会としては、令和7年度に向けてどのような対策が打たれるかを注視することとしました。

次に、管外視察調査について申し上げます。令和6年7月24日から7月25日。

1か所目、三重県いなべ市のグリーンクリエイティブ事業では、いなべ市と市民・企業・移住者をつなぐ役割を果たしている。いなべ市は放置された森林1.2ヘクタールを整備し、自然、里山、農産品などの資源にあふれて、これらの持つ価値を独自に高め、都市とは違う形で輝かせるグリーンクリエイティブいなべの施設を造られ、休日には家族連れでにぎわいの森として人々に愛されている。飛騨市としても、耕作放棄地や森林面積の多いところでもあるので、今後も参考にし、にぎわいのある都市づくりに期待したい。

次に、2か所目、三重県尾鷲市、オーガニック宣言事業では、三重県で初めて「漁業と林業と有機農業のまち」としてオーガニックビレッジ宣言を行い、市の特産品であるアマナツの有機栽培に取り組むことで、尾鷲の農業を取り巻く諸課題に対応しようとしている。一般市民向けの有機農法セミナーで家庭菜園の取り組みや、学校給食へ有機栽培のアマナツゼリー導入でオーガニック宣言都市らしく、市民への理解が深まっているように感じました。アマナツの価格低迷の中で、化学肥料や農薬を使わない有機農業を導入し、よりおいしく、安心・安全なアマナツで取引価格が上がり販路拡大、作業の省力化、土壌・海・生物多様性を守ることにもつながっている。また、ゼロカーボンシティ宣言として、尾鷲市は二酸化炭素吸収に取り組み、森林の吸収量の増加を目指した森林整備を行い、森林系J-クレジット取得申請中とのことで、漁業では、海藻海面養殖における漁業と連動した吸収の検討として、ブルーカーボンクレジットの創出に取り組んでいる。農地耕作放棄地も増え、持続可能な林業・漁業・農業を続けていくために飛騨市と同様、担い手の対策が大切だと感じております。

3か所目、三重県多気郡多気町の集落営農と農業6次産業推進事業では、獣害対策、老人・子供の見守り対策事業、防災対策事業を実践している。また、6次産業化の推進として、米粉のパンケーキミックスを開発し、地域で生産される農産物のブランド化にも挑戦している。また、日々の活動をホームページや各種SNSを利用し情報発信にも努め、ICTと再生可能エネルギー、小水力と太陽光を活用して農村福祉活動で獣害対策、老人の見守り、防災対策をしています。デジタル田園都市国家構想によりスマート農業の推進に取り組んでおります。各集落単位で活動するのではなく、広域的に連携し協議会を組織することにより、様々な点で協力し効率的に農地に関わる活動がされていきました。また、飛騨市と同様に農作物の鳥獣被害が多く、現在監視カメラと追い払いスピーカーで対応しています。農業環境や農業人口減少など、参考になると思われるので、今後、飛騨市とも意見交換などの交流を深めたいと思いました。

4か所目、三重県亀山市、まちづくり事業では、亀山市は平成17年1月に亀山市と関町が合併し、人口は4万9,253人でありましたが、現在も4万9,000人を維持し、財政力指数は1に近い水準で推移。亀山市では、東海道の宿場町が幾つか点在し、「歴史・ひと・自然が心地よい 緑の健都 かめやま」を目指し、持続的に発展し続けられるまちづくりをしていきました。

このほか、会期中の委員会審査や市民団体との意見交換会での意見聴取など、委員会活動を実施してきました。

以上で、産業常任委員会の報告を終わります。

〔産業常任委員長 上ヶ吹豊孝 着席〕

◎議長（井端浩二）

以上で報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（井端浩二）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これで産業常任委員会の調査報告を終了させていただきます。

◆休憩

◎議長（井端浩二）

ここで暫時休憩といたします。再開を午後1時半とします。

（ 休憩 午前11時51分 再開 午後1時30分 ）

◆再開

◎副議長（水上雅廣）

それでは休憩を解き、会議を再開いたします。

休憩中に井端浩二議長から議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。議長の辞職の件についてを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎副議長（水上雅廣）

ご異議なしと認めます。よって、議長の辞職の件についてを日程に追加し、議題といたします。

◆追加日程第1 議長の辞職の件について

◎副議長（水上雅廣）

追加日程第1、議長の辞職の件についてを議題といたします。職員に辞職願を朗読させます。

□議会事務局長（岡田浩和）

それでは、朗読いたします。

飛騨市議会副議長、水上雅廣様。飛騨市議会議長、井端浩二。辞職願、このたび、一身上の都合により議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

◎副議長（水上雅廣）

お諮りいたします。井端浩二議員の議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎副議長（水上雅廣）

ご異議なしと認めます。よって、井端浩二議員の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

◆休憩

◎副議長（水上雅廣）

ここで暫時休憩いたします。

（ 休憩 午後1時31分 再開 午後1時31分 ）

◆再開

◎副議長（水上雅廣）

休憩を解き、会議を再開いたします。

井端議員から発言の申し出がありますので、これを許可します。

〔8番 井端浩二 登壇〕

○8番（井端浩二）

皆さんこんにちは。辞職をさせていただきまして、昨年3月から議長をやらせていただいて、皆様のご支援で何とかできることができました。その当時は、3市1村でいろいろなことをやっていきたいなんてことを言っていましたが、この間の研修会でも他市の議長とも話していたんですが、もっと何かやっていきたいなということを言っていたんですが、なかなかできなかったことについては大変反省しているところでございます。

また、今後とも3市1村がもっと交流できるようなことを、次の議長は誰か分かりませんが、伝えていきたいなと思っております。とりあえず、皆様のおかげで何とかできたことを本当に深く感謝しております。本当にどうもありがとうございました。

〔8番 井端浩二 着席〕

◆休憩

◎副議長（水上雅廣）

ここで暫時休憩いたします。

（ 休憩 午後1時33分 再開 午後1時53分 ）

◆再開

◎副議長（水上雅廣）

休憩を解き、会議を再開いたします。

ただいま、議長が欠員となりました。

お諮りいたします。この際、議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◆追加日程第2 議長の選挙

◎副議長（水上雅廣）

これより、追加日程第2、議長の選挙を行います。議長の選挙は投票で行います。議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

◎副議長（水上雅廣）

ただいまの出席議員は13名であります。ただいまから投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

◎副議長（水上雅廣）

投票用紙の配付漏れはございませんか。

（「なし」との声あり）

◎副議長（水上雅廣）

配付漏れなしと認めます。投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

◎副議長（水上雅廣）

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。念のため申し上げます。投票は単記無記名ですから、投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。点呼に応じて議長席に向かって右のほうから登壇し、順次投票した後、左のほうから降壇をお願いいたします。点呼を命じます。

〔議会事務局長の点呼に従い投票〕

◎副議長（水上雅廣）

投票漏れはございませんか。

（「なし」との声あり）

◎副議長（水上雅廣）

投票漏れなしと認めます。議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

◎副議長（水上雅廣）

開票を行います。会議規則第31条第2項により、立会人に1番、佐藤議員、2番、中田議員を指名いたします。開票の立ち会いをお願いいたします。

〔立会人登壇〕

◎副議長（水上雅廣）

開票してください。

〔開 票〕

〔立会人着席〕

◎副議長（水上雅廣）

選挙の結果を報告いたします。投票総数13票、これは出席議員数に符合いたしております。有効投票13票、無効投票はありません。有効投票のうち、澤議員8票、高原議員4票、籠山議員1票、以上のとおりであります。

なお、この選挙の法定得票数は4票です。したがって、澤議員が議長に当選されました。ただいま議長に当選されました澤議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

〔議長 澤史朗 登壇〕

◎議長（澤史朗）

ただいま議長選において選出させていただきました澤でございます。どうも皆様ありがとうございます。ありがとうございました。

今回、いろいろと問題のある中での議長選挙だったかもしれませんが、議長とならせていただいたからには、しっかりと皆さんと対話をし、議会をよりよい方向へ進めてまいりたいと思います。その中で、改善すべきところはしっかり改善をし、次の世代に議会に興味を持っていただけるような議会として進められるよう努力してまいりますので、どうぞ皆様のご協力、ご理解をよろしくお願いいたします。

〔議長 澤史朗 着席〕

◎副議長（水上雅廣）

以上で、議長の選挙を終わります。

◆休憩

◎副議長（水上雅廣）

この際、議事の整理上、暫時休憩といたします。

（ 休憩 午後2時03分 再開 午後2時05分 ）

◆再開

◎議長（澤史朗）

休憩を解き、会議を再開いたします。

ただいま、水上雅廣副議長から副議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。副議長の辞職の件についてを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

ご異議なしと認めます。よって、副議長の辞職の件についてを日程に追加し、議題といたします。

◆追加日程第3 副議長の辞職の件について

◎議長（澤史朗）

追加日程第3、副議長の辞職の件についてを議題といたします。職員に辞職願を朗読させます。

□議会事務局長（岡田浩和）

それでは、朗読いたします。

飛騨市議会議長、澤史朗様。飛騨市議会副議長、水上雅廣。辞職願、このたび、一身上の都合により、副議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

◎議長（澤史朗）

お諮りいたします。水上雅廣議員の副議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

ご異議なしと認めます。よって、水上雅廣議員の副議長の辞職を許可することに決定しました。

◆休憩

◎議長（澤史朗）

ここで暫時休憩といたします。

（ 休憩 午後2時07分 再開 午後2時16分 ）

◆再開

◎議長（澤史朗）

休憩を解き、会議を再開いたします。

ただいま、副議長が欠員となりました。

お諮りいたします。この際、副議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

ご異議なしと認めます。したがって、副議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行うことに決定しました。

◆追加日程第4 副議長の選挙

◎議長（澤史朗）

これより、追加日程第4、副議長の選挙を行います。副議長の選挙は投票で行います。議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

◎議長（澤史朗）

ただいまの出席議員は13名であります。ただいまから投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

◎議長（澤史朗）

投票用紙の配付漏れはございませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

配付漏れなしと認めます。投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

◎議長（澤史朗）

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。念のため申し上げます。投票は単記無記名ですから、投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。点呼に応じて議長席に向かって右のほうから登壇し、順次投票した後、左のほうから降壇願います。点呼を命じます。

〔議会事務局長の点呼に従い投票〕

◎議長（澤史朗）

投票漏れはございませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

投票漏れなしと認めます。議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

◎議長（澤史朗）

開票を行います。会議規則第31条第2項により、立会人に3番、小笠原議員、4番、水上議員を指名いたします。開票の立ち会いをお願いします。

〔立会人登壇〕

◎議長（澤史朗）

開票してください。

〔開 票〕

〔立会人着席〕

◎議長（澤史朗）

選挙の結果を報告いたします。投票総数13票。これは出席議員数に符合いたしております。有効投票12票、無効投票1票。有効投票のうち、上ヶ吹議員10票、籠山議員1票、高原議員1票、以上のとおりであります。

なお、この選挙の法定得票数は3票です。したがって、上ヶ吹議員が副議長に当選となりました。

ただいま副議長に当選されました上ヶ吹議員が議長におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

〔副議長 上ヶ吹豊孝 登壇〕

○副議長（上ヶ吹豊孝）

ただいま副議長に選任されました上ヶ吹です。副議長という職は、議長を補佐し、議会運営が活発になるよう努めるのが職務だというふうに思っておりますので、どうかよろしく願います。

〔副議長 上ヶ吹豊孝 着席〕

◎議長（澤史朗）

以上で、副議長の選挙を終わります。

◆休憩

◎議長（澤史朗）

この際、議事の整理上、暫時休憩といたします。

（ 休憩 午後2時26分 再開 午後2時41分 ）

◆再開

◎議長（澤史朗）

休憩を解き、会議を再開いたします。

お諮りいたします。お手元に配付しましたとおり、追加日程第5、常任委員の選任から、追加日程第11、各種委員の選任までを日程に追加いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

ご異議なしと認め、これらを日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

◆追加日程第5 常任委員の選任

◎議長（澤史朗）

追加日程第5、常任委員の選任を行います。常任委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元にお配りした名簿のとおり指名いたします。

この後、休憩に入りますので、直ちに常任委員会を開催し、正副委員長を選任され、議長まで報告願います。再開は、各常任委員長、副委員長が決定次第といたします。委員会室において、初めに総務常任委員会を開催していただき、終了後に産業常任委員会を開催していただきたいと思っております。

また、委員長が決まるまでは、年長の委員が委員長の職務を行っていただきます。よって、総務常任委員会は森議員、産業常任委員会は野村議員に委員長の職務をお願いいたします。

◆休憩

◎議長（澤史朗）

それでは暫時休憩とします。

（ 休憩 午後2時42分 再開 午後3時04分 ）

◆再開

◎議長（澤史朗）

休憩を解き、会議を再開いたします。

各常任委員会より、委員長、副委員長の報告がありました。総務常任委員長には7番、森議員、同じく副委員長には2番、中田議員。産業常任委員長には8番、井端議員、同じく副委員長には3番、小笠原議員がそれぞれ選出されました。以上、報告いたします。

◆追加日程第6 議会運営委員会委員の選任

◎議長（澤史朗）

追加日程第6、議会運営委員会委員の選任を行います。議会運営委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、3番、小笠原議員、4番、水上議員、7番、森議員、8番、井端議員、10番、住田議員、11番、前川議員、以上6名を指名いたします。

ただいまから休憩に入りますので、直ちに議会運営委員会を開催され、正副委員長を選任していただき、議長まで報告願います。会議室は委員会室といたします。

委員長が決まるまでは、年長の委員に委員長の職務を行っていただきます。よって、7番、森議員に委員長の職務をお願いいたします。再開は議会運営委員会終了次第といたします。

◆休憩

◎議長（澤史朗）

それでは暫時休憩といたします。

（ 休憩 午後3時06分 再開 午後3時15分 ）

◆再開

◎議長（澤史朗）

休憩を解き、会議を再開いたします。

議会運営委員会より、委員長、副委員長の報告がありましたので報告いたします。議会運営委員長には10番、住田議員、同じく副委員長には11番、前川議員が選出されました。以上報告いたします。

◆追加日程第7 発議第1号 広報広聴特別委員会設置に関する決議

◎議長（澤史朗）

追加日程第7、発議第1号、広報広聴特別委員会設置に関する決議を議題といたします。説明を求めます。

〔議会運営委員長 住田清美 登壇〕

●議会運営委員長（住田清美）

発議第1号、広報広聴特別委員会設置に関する決議。次のとおり、広報広聴特別委員会を設置するものとする。1、名称、広報広聴特別委員会。2、目的、飛騨市議会基本条例第7条第4項

の規定に基づき、令和7年飛騨市議会に関する議会だよりの編集及び飛騨市ホームページの議会情報掲載等議会広報に関する調査研究。市民意見交換会の開催、企画及び運営。3、委員定数、7人。4、継続期間、委員会は議会だよりの編集・調査、および市民意見交換会の終了まで継続して設置し、議会閉会中も調査することができるものとする。

令和7年2月25日提出。飛騨市議会、議会運営委員会委員長、住田清美。

〔議会運営委員長 住田清美 着席〕

◎議長（澤史朗）

以上で説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

質疑がないようでありますので、質疑を終結いたします。

次に、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

ないようですので、討論を終結いたします。

住田議会運営委員長から提出されました発議第1号、広報広聴特別委員会設置に関する決議のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

ご異議なしと認めます。したがって、議会だよりの編集及び意見交換会を開催するため、7人の委員で構成する広報広聴特別委員会を設置し、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

広報広聴特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により1番、佐藤議員、2番、中田議員、3番、小笠原議員、4番、水上議員、6番、上ヶ吹議員、7番、森議員、8番、井端議員の、以上7名を指名いたします。

ただいまから休憩に入りますので、直ちに広報広聴特別委員会を開催され、委員長、副委員長を選任していただき、議長に報告願います。なお、会議室は委員会室といたします。

また、委員長が決まるまで年長の委員であります森議員に委員長の職務を行っていただきます。再開は広報広聴特別委員会終了次第とします。

◆休憩

◎議長（澤史朗）

それでは暫時休憩といたします。

（ 休憩 午後3時19分 再開 午後3時35分 ）

◆再開

◎議長（澤史朗）

休憩を解き、会議を再開いたします。

広報広聴特別委員会より、委員長、副委員長の報告がありましたので報告いたします。広報広聴特別委員長には6番、上ヶ吹議員、同じく副委員長には1番、佐藤議員が選出されました。以上、報告いたします。

◆追加日程第9 古川国府給食センター利用組合議会議員の選挙

◎議長（澤史朗）

追加日程第9、古川国府給食センター利用組合議会議員の選挙を議題といたします。古川国府給食センター利用組合議会議員の佐藤議員、小笠原議員、森議員、澤議員から辞職願が提出され、組合議会の議員が4名欠員となりましたので選挙を行います。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

ご異議なしと認めます。よって、指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名推選は議長において指名することにいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

古川国府給食センター利用組合議会議員に1番、佐藤議員、7番、森議員、10番、住田議員、13番、籠山議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました4名の議員を、古川国府給食センター利用組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました4名の議員が古川国府給食センター利用組合議会議員に当選されました。

古川国府給食センター利用組合議会議員に当選されました4名の議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知をいたします。

◆休憩

◎議長（澤史朗）

ここで暫時休憩といたします。再開を午後3時50分といたします。

（ 休憩 午後3時38分 再開 午後3時50分 ）

◆再開

◎議長（澤史朗）

休憩を解き、会議を再開いたします。

◆追加日程第10 議案第56号 飛騨市監査委員（議会選出）の選任につき議会の同意を求めること  
について

◎議長（澤史朗）

追加日程第10、議案第56号、飛騨市監査委員（議会選出）の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。初めに、地方自治法第117条の規定により4番、水上議員の退席を求めます。

〔4番 水上雅廣 退場〕

◆休憩

◎議長（澤史朗）

ここで暫時休憩といたします。

（ 休憩 午後3時50分 再開 午後3時51分 ）

◆再開

◎議長（澤史朗）

休憩を解き、会議を再開いたします。

本案について説明を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

それでは、議案第56号につきましてご説明を申し上げます。飛騨市監査委員の選任を行うため、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

選任の同意を求める者、氏名、水上雅廣。生年月日、住所は記載のとおりでございます。提案理由は、監査委員辞任による選任でございます。よろしくお願いを申し上げます。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（澤史朗）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第56号につきましては、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

ご異議なしと認めます。よって、議案第56号については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

◆休憩

◎議長（澤史朗）

ここで暫時休憩といたします。

（ 休憩 午後3時52分 再開 午後3時54分 ）

◆再開

◎議長（澤史朗）

休憩を解き、会議を再開いたします。

◆追加日程第11 各種委員の選任

◎議長（澤史朗）

追加日程第11、各種委員の選任を議題といたします。各種委員の選任は、ただいまお手元にお配りしました飛騨市議会構成表及び各種委員会等名簿のとおりといたします。

ここでお諮りいたします。議案精読のため、2月26日から3月4日までの7日間を休会としたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

ご異議なしと認めます。よって、2月26日から3月4日までの7日間は、議案精読のため休会とすることに決しました。

◆閉会

◎議長（澤史朗）

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。会議を閉じ、散会といたします。お疲れさまでした。

（ 閉会 午後3時54分 ）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

飛騨市議会新議長 澤 史朗

飛騨市議会旧議長 井端 浩二

飛騨市議会旧副議長（臨時議長） 水上 雅廣

飛騨市議会議員（13番） 籠山 恵美子

飛騨市議会議員（14番） 高原 邦子